

自転車指導啓発重点路線（垂井警察署）

令和4年4月

自転車関連人身事故発生状況（H29～R3）

区分	垂井警察署管内	
	重点区間	
自転車関連事故	33	14

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- イヤフォンを使用しながらの運転



警察では、自転車運転者の危険な運転行為に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



『岐阜県の自転車安全利用5つの約束』

- 1 歩道は歩行者優先！
- 2 交差点では必ず安全確認！
- 3 暗くなったらライトと反射材！
- 4 二人乗り・並進の禁止！
- 5 「ながら運転」の禁止！

【重点区間】

国道21号

綾戸口交差点～宮代交差点



➢ 選定理由

- ・ 商業施設が集中しており自転車利用者が多いため、自転車の交通ルール・マナーの向上を図る必要がある
- ・ 自転車に関係する事故が多発し、重大事故が発生している（H29～R3 合計：33件）

「国土数値情報（道路・公共施設・鉄道）」（国土交通省）を加工して作成

出典：国土地理院基盤地図情報（基本情報）

750m

1:12,079